

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示		ページ
議決を経た予算の要領	(財 政 課)	1
生活保護法による指定医療機関の廃止 の届出	(福祉指導課)	49
生活保護法による指定医療機関の休止 の届出	( " )	49
保安林の指定予定の通知	(森林整備課)	49
保安林の指定施業要件の変更予定の通 知(2件)	( " )	49
保安林の解除の予定	( " )	49
保安林の指定施業要件の変更予定	( " )	49
遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課)	50
国土調査の指定	(土地対策課)	50
2年以内に事業が執行される予定の道 路の指定	(建築指導課)	50
公 告		
特定非営利活動法人の設立認証の申請	(男女共同参 画・NPO課)	50
招請公告		
招請(平成15年度高知県戦略的情報化 推進支援業務の企画提案書の提出)の 公告	(情報企画課)	51

-----  
告 示  
-----

高知県告示第308号

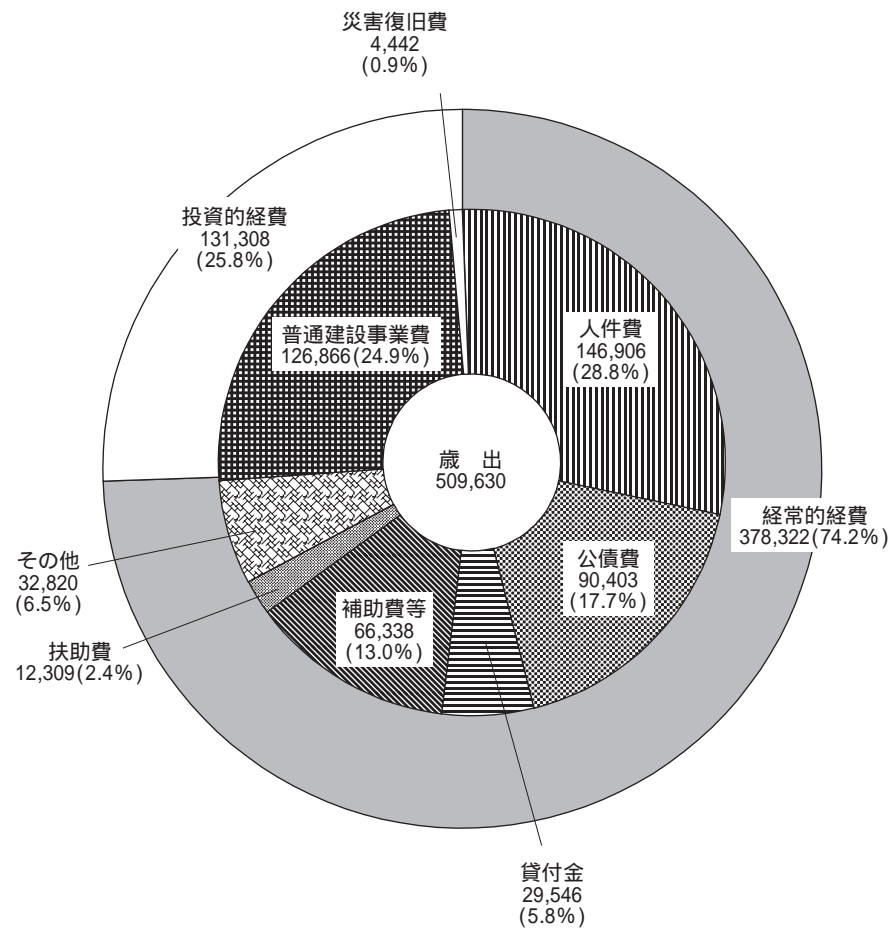
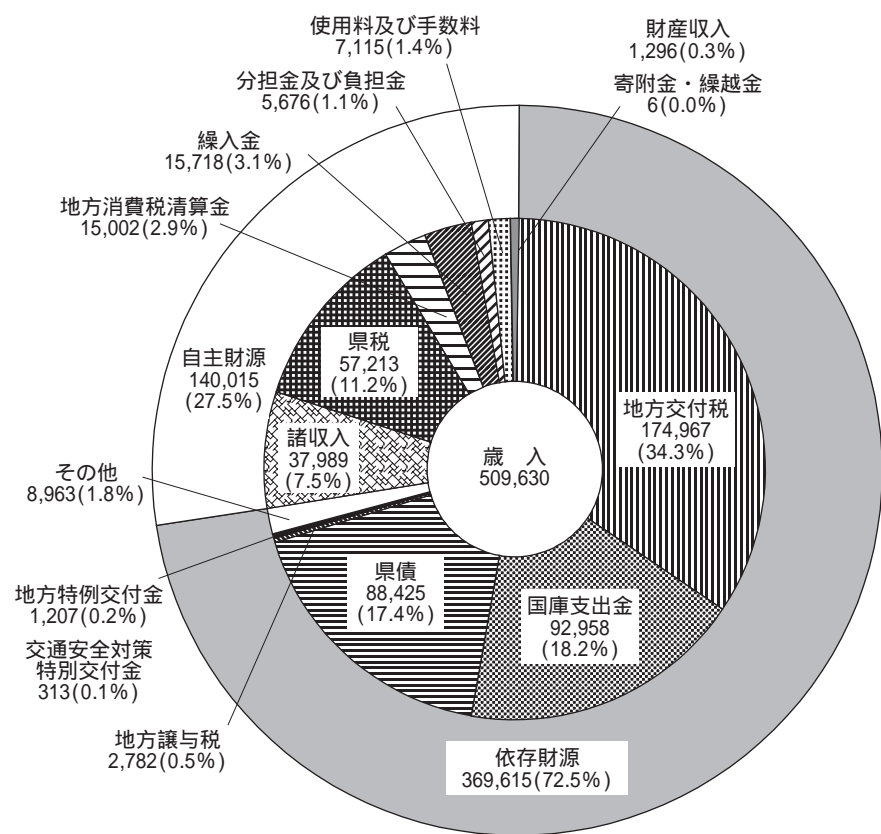
平成15年2月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領  
は、次のとおりである。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

平成15年度当初予算（一般会計）の概要

(単位百万円)



平成15年度高知県一般会計予算

平成15年度高知県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ509,629,871千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 県 税		57,213,103	2 地方消費税清算金		15,001,819
	1 県 民 税	14,523,098		1 地方消費税清算金	15,001,819
	2 事 業 税	11,504,964	3 地 方 譲 与 税		2,782,000
	3 地 方 消 費 税	7,792,315		1 地方道路譲与税	2,587,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,080,652		2 石油ガス譲与税	185,000
	5 県 た ば こ 税	1,775,933		3 航空機燃料譲与税	10,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	383,524	4 地方特例交付金		1,207,128
	7 自 動 車 税	9,784,968		1 地方特例交付金	1,207,128
	8 鉱 区 税	11,059	5 地 方 交 付 税		174,967,000
	9 狩 猟 者 登 録 税	47,526		1 地 方 交 付 税	174,967,000
	10 自 動 車 取 得 税	2,134,223	6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		313,000
	11 軽 油 引 取 税	7,135,147		1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	313,000
	12 入 猟 税	37,435	7 分 担 金 及 び 負 担 金		5,675,646
13 旧 法 に よ る 税	2,259	1 分 担 金		305,768	

款	項	金 額	款	項	金 額
	2 負 担 金	5,369,878		5 収 益 事 業 収 入	3,498,934
8 使用料及び手数料		7,115,264		6 受託事業収入	1,529,092
	1 使 用 料	5,477,218		7 利子割精算金収入	9,500
	2 手 数 料	1,638,046		8 雑 入	12,723,033
9 国 庫 支 出 金		92,958,029	15 県 債		88,425,000
	1 国 庫 負 担 金	35,618,801		1 県 債	88,425,000
	2 国 庫 補 助 金	56,301,846	歳 入 合 計		509,629,871
	3 委 託 金	1,037,382			
10 財 産 収 入		1,296,512			
	1 財 産 運 用 収 入	1,059,007			
	2 財 産 売 払 収 入	237,505			
11 寄 附 金		5,832			
	1 寄 附 金	5,832			
12 繰 入 金		15,717,590			
	1 特 別 会 計 繰 入 金	929,429			
	2 基 金 繰 入 金	14,788,161			
13 繰 越 金		10			
	1 繰 越 金	10			
14 諸 収 入		46,951,938			
	1 延 滞 金、 加 算 金 料 及 び 過 料	201,000			
	2 県 預 金 利 子	1,474			
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	8,515,653			
	4 貸 付 金 元 利 収 入	20,473,252			

## 歳 出

(単位千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 議 会 費		1,181,032	4 衛 生 費		8,903,072
	1 議 会 費	1,181,032		1 医 務 費	6,458,461
2 総 務 費		32,967,248		2 環 境 衛 生 費	791,448
	1 総 務 管 理 費	13,241,636		3 予 防 費	1,510,496
	2 企 画 費	4,914,063	4 薬 務 費	142,667	
	3 徴 税 費	2,636,449	5 労 働 費		2,309,748
	4 市 町 村 振 興 費	2,037,497		1 職 業 安 定 費	1,012,396
	5 選 挙 費	1,219,891		2 労 政 費	1,187,722
	6 防 災 費	1,108,647	3 労 働 委 員 会 費	109,630	
	7 統 計 調 査 費	373,465	6 農 林 水 産 業 費		47,783,918
	8 開 発 費	1,503,437		1 農 業 費	8,189,741
	9 環 境 保 全 費	2,223,902		2 畜 産 業 費	1,831,100
	10 科 学 技 術 振 興 費	3,368,958		3 農 地 費	11,106,237
	11 人 事 委 員 会 費	148,490		4 森 林 林 業 費	16,492,085
12 監 査 委 員 費	190,813	5 水 産 業 費	10,164,755		
3 民 生 費		38,948,773	7 商 工 費		6,557,166
	1 社 会 福 祉 費	23,399,955		1 商 工 業 費	5,089,080
	2 生 活 保 護 費	5,583,468	2 観 光 費	1,468,086	
	3 児 童 福 祉 費	8,264,533	8 土 木 費		113,760,406
	4 国 民 健 康 保 険 費	1,620,000		1 土 木 管 理 費	15,144,495
	5 遺 家 族 等 援 護 費	68,378		2 道 路 橋 梁 費	41,405,578
	6 災 害 救 助 費	12,439	3 河 川 海 岸 費	20,162,406	

款	項	金 額	款	項	金 額	
	4 港 湾 空 港 費	15,350,911	13 諸 支 出 金	1 公 債 費	90,430,448	
	5 砂 防 費	8,108,664				33,546,158
	6 都 市 計 画 費	10,993,171		1 基 金	1,055,820	
	7 建 築 費	2,595,181		2 公 営 企 業 支 出 金	14,039,069	
9 警 察 費	23,743,494	3 地 方 消 費 税 清 算 金		7,720,431		
1 警 察 管 理 費	21,199,839	4 利 子 割 交 付 金		713,012		
2 警 察 活 動 費	2,543,655	5 地 方 消 費 税 交 付 金		7,525,391		
10 教 育 費	104,935,983	6 ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付 税 金		272,571		
1 教 育 総 務 費	10,600,699	7 特 別 地 方 消 費 税 金 交 付 税 金		694		
2 小 学 校 費	36,198,143	8 自 動 車 取 得 税 金 交 付 税 金		1,419,259		
3 中 学 校 費	20,549,123	9 利 子 割 精 算 金		2,021		
4 高 等 学 校 費	21,338,797	10 雑 支 出		797,890		
5 障 害 児 学 校 費	6,762,010	14 予 備 費		70,000		
6 社 会 教 育 費	2,165,391	1 予 備 費	70,000			
7 保 健 体 育 費	1,453,192	歳 出 合 計		509,629,871		
8 大 学 費	1,806,137					
9 教 育 諸 費	4,062,491					
11 災 害 復 旧 費	4,492,425					
1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	827,277					
2 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	52,570					
3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,597,578					
4 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	15,000					
12 公 債 費	90,430,448					

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
外国雑誌購入費 (高知女子大学)	平成15年4月1日から 平成16年12月31日まで		3,911
外国雑誌購入費 (高知短期大学)	平成15年4月1日から 平成16年12月31日まで		566
平成15年度事務用機器賃借料等	平成15年4月1日から 平成23年3月31日まで		650,417
電子住宅地図の使用料	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで		41,832
介護福祉士等修学資金貸付	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで		6,048
保健師、助産師、看護師等養成奨学貸付	平成15年4月1日から 平成19年3月31日まで		29,532
養護老人ホーム双名園の施設整備費に対する補助	平成15年4月1日から 平成19年3月31日まで		765,149
県内製品重点支援プロジェクト推進融資資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成19年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率2.0パーセント以内の額	
中小企業制度金融貸付金の保証料補給	平成15年4月1日から 平成32年3月31日まで	融資額32,500,000千円以内の年信用保証料率1.0パーセント以内の額	
財団法人高知県産業振興センターが行う設備貸与事業の損失補償	平成15年4月1日から 平成24年3月31日まで	財団法人高知県産業振興センターが中小企業金融公庫から融資を受ける額のうち、各事業年度終了後3箇月間経過しても、なお設備貸与を受けた者から弁済を受けることができなかった元本の90パーセント(リースの場合は100パーセント)に相当する額の損失補償	支払補償限度額 285,000

事 項	期 間	限 度 額
ライフサイクル資金貸付金の利子補給	平成15年4月1日から 平成26年3月31日まで	融資額606,537千円以内の年利率1.0パーセント以内の3分の1以内の額
農業近代化資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成36年3月31日まで	融資額3,000,000千円以内の年利率1.5パーセント以内の額
中山間地域活性化資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成42年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率2.3パーセント以内の額
農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成32年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.5パーセント以内の額
農業近代化特別資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成33年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率1.5パーセント以内の額
園芸産地リフレッシュ資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成33年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率0.3パーセント以内の額
新規就農者営農資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成27年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率2.05パーセント以内の額
新規就農者融資円滑化支援事業	平成15年4月1日から 平成29年3月31日まで	高知県農業信用基金協会が高知県新規就農者営農資金の借入者に対し、無担保、無保証人での債務引受(保証限度額90,000千円、償還25年以内)を行い、約定償還期限到来の日において弁済できない債務者に代わって弁済した場合、代位弁済額の10分の1の額
農林業災害対策資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成24年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率2.1パーセントの2分の1以内の額
園芸産地緊急整備資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成33年3月31日まで	融資額800,000千円以内の年利率0.5パーセント以内の額



事 項	期 間	限 度 額
農業経営基盤強化資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成42年3月31日まで	融資額800,000千円以内の年利率0.375パーセント以内の額
農業経営改善促進資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.65パーセント以内の額
集約農業地域再編総合整備事業費 (唐浜地区)	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	1,020,000
社団法人高知県森林整備公社が融資を受ける事業資金の損失補償	平成15年4月1日から 平成16年6月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額(融資限度額577,000千円、償還1年以内、年利率5.0パーセント以内)のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息(年利率12.0パーセント以内)に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社が融資を受ける事業資金の損失補償	平成15年4月1日から 平成31年3月31日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額(融資限度額146,905千円、据置3年以内、償還15年以内、年利率5.0パーセント以内又は変動金利)のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息(年利率15.0パーセント以内)に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社の造林資金融資損失補償	平成15年4月1日から 平成71年9月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける額(融資限度額510,670千円、据置35年以内、償還55年以内、年利率5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率))のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において弁済することができなかった元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの遅延利息(年利率11.0パーセント)に相当する金額についての損失補償
情報誌作成委託料	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	5,124
漁協系統金融維持安定資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成31年3月31日まで	融資額900,000千円以内の年利率1.5パーセント以内の額
漁業近代化資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成36年3月31日まで	融資額1,200,000千円以内の年利率1.6パーセント以内の額

事 項	期 間	限 度 額
漁業経営維持安定資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成26年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率1.6パーセント以内の額
漁業経営高度化促進支援資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成26年3月31日まで	融資額474,000千円以内の年利率1.6パーセント以内の額
県西南部豪雨漁業災害対策特別資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで	融資額270,000千円以内の年利率2.2パーセント以内の額
沿岸漁業等経営育成資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	融資額287,879千円以内の年利率0.8パーセント以内の額
漁協系統販売事業推進資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額
新規漁業就業者等貸付金の保証料補給	平成15年4月1日から 平成37年3月31日まで	融資額75,000千円以内の年信用保証料率0.85パーセント以内の額
漁業経営再建資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成30年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率0.55パーセント以内の額
かつお・まぐろ漁業振興資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成19年3月31日まで	融資額3,400,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額
近海かつお一本釣漁船建造支援資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成21年3月31日まで	融資額600,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額
漁業経営改善促進資金の利子補給	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	融資額245,000千円以内の年利率2.4パーセント以内の額

事 項	期 間	限 度	額
道路事業等に係る公共用地先行取得事業費	平成15年4月1日から 平成21年3月31日まで		2,170,000
高知県道路公社の借入金に対する債務保証	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで	高知県道路公社が高知桂浜道路の建設に要した費用の償還等に係る資金として平成15年度に金融機関から借り入れる650,000千円及び当該借入期間中の利息(年利率5.0パーセント以内)に相当する金額の合計額	
国道195号道路改築事業費 (布師田高架橋上部工)	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで		500,000
国道381号道路改築事業費 (半家橋上部工)	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで		1,600,000
国道494号道路改築事業費 (国見2号トンネル)	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで		180,000
主要県道高知南環状線道路改築事業費 (音竹トンネル)	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで		1,000,000
一般県道長者佐川線緊急地方道路整備事業費 (本郷・丙工区)	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで		150,000
過疎地域下水道建設代行事業費 (梶原浄化センター)	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで		194,000
最良木造住宅の取得者に対する資金融資に関する利子補給	平成15年4月1日から 平成21年3月31日まで	優良木造住宅の取得者が、住宅金融公庫から融資を受ける額(融資限度額716,000千円、償還35年以内、年利率5.0パーセント以内)のうち、当初5年間の各支払期における融資残高に年1.0パーセント以内の率を乗じて得た額	
優しい住まいの取得者に対する資金融資に関する利子補給	平成15年4月1日から 平成21年3月31日まで	優しい住まいの取得者が、住宅金融公庫等から融資を受ける額(融資限度額550,000千円、償還35年以内、年利率5.0パーセント以内)のうち、当初5年間の各支払期における融資残高に年1.0パーセント以内の率を乗じて得た額	

事 項	期 間	限 度 額
県 営 住 宅 船 岡 団 地 整 備 事 業 費	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで	1,269,380
警 察 共 済 組 合 職 員 住 宅 の 賃 貸 料	平成15年4月1日から 平成30年3月31日まで	年賦金総額106,316千円及び建設期間中の経過利息並びに公租公課及び損害保険料の実額
社団法人高知県森林整備公社の教育の森造林資金融資 損失補償	平成15年4月1日から 平成16年6月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額63,000千円、償還1年以内、年利率5.0パーセント以内）のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率12.0パーセント以内）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社の教育の森造林資金融資 損失補償	平成15年4月1日から 平成71年9月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける額（融資限度額11,630千円、据置35年以内、償還55年以内、年利率5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率））のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済することができなかった元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率11.0パーセント）に相当する金額についての損失補償

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本州四国連絡橋公団出資金	1,027,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行	%	1 平成16年度から平成45年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。
浦戸湾東部開発計画推進事業費	194,000			
耕地事業費	2,370,000	2 借入先 政府資金その他	(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
林道事業費	1,127,000			
治山事業費	2,320,000			
漁業取締船建造事業費	333,000			
漁港事業費	1,793,000			
道路橋梁事業費	9,715,000			
河川海岸事業費	6,673,000			
港湾空港事業費	2,043,000			
砂防事業費	3,028,000			
都市計画事業費	2,625,000			
公営住宅建設事業費	553,000			
警察施設整備事業費	334,000			
交通安全施設整備事業費	171,000			
高等学校施設整備事業費	746,000			
公共土木施設等災害復旧事業費	1,181,000			
国直轄事業費負担金	6,625,000			
住民税等減税補てん債	1,467,000			
臨時財政対策債	44,100,000			
計	88,425,000			

平成15年度高知県給与等集中管理特別会計予算

平成15年度高知県の給与等集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 給与等振替収入		130,990,000	1 給与等集中管理費		130,990,000
	1 給与等振替収入	130,990,000		1 給与等集中管理費	130,990,000
歳 入 合 計		130,990,000	歳 出 合 計		130,990,000

平成15年度高知県用品等調達特別会計予算

平成15年度高知県の用品等調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,712,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 用品等管理収入		1,712,000	1 用品等調達費		1,712,000
	1 用品等管理収入	1,712,000		1 用品等調達費	1,712,000
歳 入 合 計		1,712,000	歳 出 合 計		1,712,000

平成15年度高知県土地取得事業特別会計予算

平成15年度高知県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ893,422千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 土地取得事業収入		893,422	1 土地取得事業費		893,422
	1 土地取得事業収入	893,422		1 土地取得事業費	893,422
歳 入 合 計		893,422	歳 出 合 計		893,422

## 平成15年度高知県災害救助基金特別会計予算

平成15年度高知県の災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,211千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 災害救助基金収入		63,211	1 災害救助費		63,211
	1 災害救助基金収入	63,211		1 災害救助費	63,211
歳 入 合 計		63,211	歳 出 合 計		63,211

## 平成15年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成15年度高知県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業収入		102,307	1 母子寡婦福祉資金貸付		102,307
	1 貸付事業収入	102,307		1 貸付事業費	102,307
歳 入 合 計		102,307	歳 出 合 計		102,307

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付	平成15年4月1日から 平成21年3月31日まで	54,876

第 3 表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	14,180	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 政府資金	%	政府資金の融通条件による。

平成15年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成15年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,168,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。



第 1 表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 中小企業近代化資金 助成事業収入		2,168,304	1 中小企業近代化 資金		2,168,304
	1 設備導入資金助成 事業収入	502,232		1 設備導入資金	502,232
	2 高度化資金助成 事業収入	1,666,072		2 高度化資金	1,666,072
歳 入 合 計		2,168,304	歳 出 合 計		2,168,304

第 2 表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金助成事業費	73,516	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 中小企業総 事業団	%	中小企業総合事業団の融通条件による。

平成15年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

平成15年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,913,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、756,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 流通団地及び工業団地造成事業収入		2,913,015	1 流通団地及び工業団地造成事業費		2,913,015
	1 流通団地造成事業収入	2,587,880		1 流通団地造成費	2,587,880
	2 工業団地造成事業収入	325,135		2 工業団地造成費	325,135
歳 入 合 計		2,913,015	歳 出 合 計		2,913,015

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	284,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成16年度から平成25年度までの10箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

平成15年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成15年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ650,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 農業改良資金助成 事業収入		650,999	1 農業改良資金助成 事業		650,999
	1 農業改良資金助成 事業収入	523,622		1 農業改良資金助成 事業	523,622
	2 就農支援資金助成 事業収入	127,377		2 就農支援資金助成 事業	127,377
歳入合計		650,999	歳出合計		650,999

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業改良資金の損失補償	平成15年4月1日から 平成31年3月31日まで	金融機関が融資した農業改良資金のうち、高知県農業信用基金協会が代位弁済を行い、かつ、求償権を償却した場合に、金融機関が高知県農業信用基金協会に抛出する額（求償権償却額の10パーセントに相当する額）の2分の1以内の額

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金助成事業費	84,261	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 政府資金	%	政府資金の融通条件による。

平成15年度高知県営林事業特別会計予算

平成15年度高知県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 県営林事業収入		311,116	1 県営林事業費		311,116
	1 県営林事業収入	311,116		1 県営林事業費	311,116
歳 入 合 計		311,116	歳 出 合 計		311,116

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業費	34,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業金融公庫	% 5.0以内	1 平成16年度から平成65年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

平成15年度高知県林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業特別会計予算

平成15年度高知県の林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,412,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業収入		1,412,280	1 林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業費		1,412,280
	1 林業改善資金助成事業収入	72,260		1 林業改善資金助成事業費	72,260
	2 国産材産業振興資金助成事業収入	1,340,020		2 国産材産業振興資金助成事業費	1,340,020
歳 入 合 計		1,412,280	歳 出 合 計		1,412,280

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金助成事業費	334,850	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業信用基金	% 1.0	農林漁業信用基金の融通条件による。

平成15年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成15年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,596千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金 助成事業収入		184,596	1 沿岸漁業改善資金 助成事業費		184,596
	1 沿岸漁業改善資金 助成事業収入	184,596		1 沿岸漁業改善資金 助成事業費	184,596
歳 入 合 計		184,596	歳 出 合 計		184,596

平成15年度高知県流域下水道事業特別会計予算

平成15年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,290,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 流域下水道事業入 収		1,290,927	1 流域下水道事業費		1,290,927
	1 流域下水道事業入 収	1,290,927		1 流域下水道事業費	1,290,927
歳 入 合 計		1,290,927	歳 出 合 計		1,290,927

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
浦戸湾東部流域下水道事業費 (水処理施設増設工事)	平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで	840,000

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	62,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成16年度から平成45年度までの30箇年以内において、半年賦元利均 等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入 れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは 借換えをすることができる。

平成15年度高知県港湾整備事業特別会計予算

平成15年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,066,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 港湾整備事業収入		2,066,799	1 港湾整備事業費		2,066,799
	1 港湾整備事業収入	2,066,799		1 港湾整備事業費	2,066,799
歳 入 合 計		2,066,799	歳 出 合 計		2,066,799

第2表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	74,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成16年度から平成45年度までの30箇年以内において、半年賦元利均 等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入 れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは 借換えをすることができる。

平成15年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成15年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 高等学校等奨学金貸付事業収入		148,197	1 高等学校等奨学金貸付		148,197
	1 貸付事業収入	148,197		1 貸付事業費	148,197
歳 入 合 計		148,197	歳 出 合 計		148,197

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高等学校等奨学金貸付	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで	211,044

平成15年度高知県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

■ 供給電力量 177,124,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入				
第1款	事 業	収 益		1,551,670千円
第1項	営 業	収 益		1,466,965千円
第2項	財 務	収 益		39,319千円
第3項	営 業	外 収 益		33,566千円
第4項	特 別	利 益		11,820千円
支 出				
第1款	事 業	支 費		1,331,337千円
第1項	営 業	費 用		1,185,111千円
第2項	財 務	費 用		54,532千円
第3項	営 業	外 費 用		70,694千円
第4項	特 別	損 失		16,000千円
第5項	予 備	費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,037,983千円は、減債等積立金70,900千円、中小水力発電開発改良積立金100,333千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,206千円及び留保資金851,544千円で補てんするものとする。)



		収 入	
第1款	資 本 的	収 入	220,530千円
第1項	補 助	金	212,225千円
第2項	貸 付 金 償 還 受 入	金	8,305千円
		支 出	
第1款	資 本 的	支 出	1,258,513千円
第1項	建 設 改 良	費	586,613千円
第2項	企 業 債 償 還	金	70,900千円
第3項	投 資 及 び 基	金	600,000千円
第4項	予 備	費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 461,200千円
- (2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、11,623千円と定める。

平成15年度高知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水量
  - 一日平均給水量 22,809立方メートル
  - 年間総給水量 8,325,285立方メートル
- (2) 給水先事業所数 58社

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	事 業	収 益	157,931千円
第1項	営 業	収 益	139,884千円
第2項	営 業 外	収 益	17,047千円
第3項	特 別	利 益	1,000千円
		支 出	
第1款	事 業	費 用	135,320千円
第1項	営 業	費 用	130,535千円
第2項	営 業 外	費 用	1,785千円
第3項	特 別	損 失	2,000千円
第4項	予 備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額69,762千円は、減債等積立金8,305千円、建設改良積立金47,605千円、消費税及び地方消費税

資本的収支調整額12,852千円及び留保資金1,000千円で補てんするものとする。)

		収 入		
第1款	資 本 的	収 入		421,166千円
第1項	企 業	債 償		111,000千円
第2項	借 入	金 出		310,166千円
		支 出		
第1款	資 本 的	支 出		490,928千円
第1項	建 設	改 良	費	377,472千円
第2項	企 業	債 償	還 金	104,151千円
第3項	借 入	金 償	還 金	8,305千円
第4項	予 備		費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鏡川工業用水道 配水管布設事業費	111,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金 その他	% 7.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成16年度から平成43年度までの28箇年以内において、半年賦元利均 等償還又は半年賦元利均等償還とする。ただし、政府資金から借り入れ る場合は、その融通条件による。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還すること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、140,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 68,226千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,295千円と定める。

平成15年度高知県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業	
(1) 病床数	146,400床
(2) 年間患者数	
入 院	111,392人
外 来	138,589人
(3) 一日平均患者数	
入 院	304人
外 来	563人
2 安芸病院事業	
(1) 病床数	94,428床
(2) 年間患者数	
入 院	80,520人
外 来	159,900人
(3) 一日平均患者数	
入 院	220人
外 来	650人
3 芸陽病院事業	
(1) 病床数	55,998床
(2) 年間患者数	
入 院	49,410人
外 来	15,326人
(3) 一日平均患者数	
入 院	135人
外 来	62人
4 幡多けんみん病院事業	
(1) 病 床 数	133,224床
(2) 年間患者数	
入 院	119,682人
外 来	216,480人
(3) 一日平均患者数	
入 院	327人
外 来	880人
5 主要な建設改良事業	
安芸病院改良事業	32,825千円
芸陽病院改良事業	38,531千円
幡多けんみん病院改良事業	4,037千円
医療器械等整備事業	342,973千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		入	
第 1 款	本 庁 事 業	収 益	167,587千円
第 1 項	医 業 外	収 益	167,586千円
第 2 項	特 別	利 益	1千円
第 2 款	中 央 病 院 事 業	収 益	7,259,341千円
第 1 項	医 業	収 益	6,030,496千円

第2項	医 業 外 収 益	1,226,925千円
第3項	特 別 利 益	1,920千円
第3款	安 芸 病 院 事 業 収 益	4,286,680千円
第1項	医 業 収 益	3,621,384千円
第2項	医 業 外 収 益	665,295千円
第3項	特 別 利 益	1千円
第4款	芸 陽 病 院 事 業 収 益	1,207,400千円
第1項	医 業 収 益	798,559千円
第2項	医 業 外 収 益	408,840千円
第3項	特 別 利 益	1千円
第5款	幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 収 益	7,916,723千円
第1項	医 業 収 益	6,639,108千円
第2項	医 業 外 収 益	1,277,614千円
第3項	特 別 利 益	1千円
収 入 合 計		20,837,731千円
出		
第1款	本 庁 事 業 費 用	167,587千円
第1項	医 業 費 用	167,483千円
第2項	医 業 外 費 用	4千円
第3項	予 備 費	100千円
第2款	中 央 病 院 事 業 費 用	8,865,247千円
第1項	医 業 費 用	8,774,636千円
第2項	医 業 外 費 用	69,510千円
第3項	特 別 損 失	21,001千円
第4項	予 備 費	100千円
第3款	安 芸 病 院 事 業 費 用	4,339,190千円
第1項	医 業 費 用	4,185,240千円
第2項	医 業 外 費 用	135,849千円
第3項	特 別 損 失	18,001千円
第4項	予 備 費	100千円
第4款	芸 陽 病 院 事 業 費 用	1,206,428千円
第1項	医 業 費 用	1,174,767千円
第2項	医 業 外 費 用	31,186千円
第3項	特 別 損 失	375千円
第4項	予 備 費	100千円
第5款	幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 費 用	8,561,812千円

第1項	医	業	費	用	8,127,093千円
第2項	医	業	外	費	388,253千円
第3項	特	別	損	失	46,366千円
第4項	予	備	費	費	100千円
支 出 合 計					23,140,264千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	資	本	的	収	入	1,692,963千円		
第1項	借	入	金	金	567,010千円			
第2項	負	担	金	金	1,054,914千円			
第3項	補	助	金	金	65,038千円			
第4項	委	託	金	金	6,000千円			
第5項	雑	収	入	支	1千円			
第1款	資	本	的	支	出	1,692,963千円		
第1項	建	設	改	良	費	424,366千円		
第2項	企	業	債	等	償	還	金	1,268,597千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成15年度事務用機器等賃借料等	平成15年4月1日から 平成21年3月31日まで	6,045

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、13,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

■ 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

■ 職員給与費 12,278,160千円

■ 交 際 費 432千円

(他会計からの補助金)

第9条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、249,933千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,322,123千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	1 式

平成14年度高知県一般会計補正予算

平成14年度高知県の一般会計の補正予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,120,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ549,334,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地 方 消 費 税 金 清 算		15,268,837	1,676,541	13,592,296	12 繰 入 金		17,643,462	1,042,949	18,686,411
	1 地 方 消 費 税 金 清 算	15,268,837	1,676,541	13,592,296		1 特 別 会 計 入 金	916,918	14,478	931,396
7 負 担 金 及 び 金 負 担		8,218,134	39,042	8,257,176	13 繰 越 金	2 基 金 繰 入 金	16,726,544	1,028,471	17,755,015
	1 分 担 金	930,374	7,763	938,137		1 繰 越 金	330,862	1,341,055	1,671,917
	2 負 担 金	7,287,760	31,279	7,319,039					
8 使 用 料 及 び 料 手 数		7,176,289	25,981	7,150,308	14 諸 収 入		49,414,208	783,117	48,631,091
	1 使 用 料	5,513,274	25,981	5,487,293		4 貸 付 金 元 利 入 収	22,537,913	724,794	21,813,119
9 国 庫 支 出 金		103,610,399	2,396,689	106,007,088	6 受 託 事 業 入 収	1,721,461	14,542	1,706,919	
	1 国 庫 負 担 金	40,070,321	293,174	39,777,147	8 雑 入	12,636,127	43,781	12,592,346	
	2 国 庫 補 助 金	62,168,576	2,787,641	64,956,217	15 県 債	77,349,276	2,787,470	80,136,746	
	3 委 託 金	1,371,502	97,778	1,273,724	1 県 債	77,349,276	2,787,470	80,136,746	
10 財 産 収 入		1,592,966	1,000	1,591,966	歳 入 合 計		544,214,415	5,120,566	549,334,981
	1 財 産 運 用 入 収	1,344,336	1,000	1,343,336					

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,182,008	14,720	1,167,288	5 労 働 費		2,239,015	848,346	3,087,361
	1 議 会 費	1,182,008	14,720	1,167,288		1 職 業 安 定 費	996,963	134,094	862,869
2 総 務 費		41,530,627	2,113,442	39,417,185		2 労 政 費	1,124,121	982,440	2,106,561
	1 総 務 管 理 費	21,595,747	1,079,762	20,515,985	6 農 水 産 業 林 費		56,650,729	2,236,362	58,887,091
	2 企 画 費	5,720,930	694,934	5,025,996		1 農 業 費	8,651,405	351,021	8,300,384
	3 徴 税 費	2,612,495	13,667	2,626,162		2 畜 産 業 費	1,098,439	644,165	1,742,604
	4 市 町 村 費	2,360,337	7,808	2,352,529		3 農 地 費	15,176,495	758,878	15,935,373
	6 防 災 費	800,841	7,701	793,140		4 森 林 林 業 費	20,875,165	559,305	21,434,470
	7 統 計 調 査 費	400,297	14,289	386,008	5 水 産 業 費	10,849,225	625,035	11,474,260	
	8 開 発 費	1,557,576	375,268	1,932,844	7 商 工 費		5,957,021	1,684,719	7,641,740
	9 環 境 保 全 費	2,492,774	675,125	1,817,649		1 商 工 業 費	4,913,646	1,679,787	6,593,433
	3 民 生 費	10 科 学 技 術 費	3,484,404	22,758	3,461,646	2 観 光 費	1,043,375	4,932	1,048,307
		44,486,105	825,640	45,311,745	8 土 木 費		123,338,769	2,993,040	126,331,809
1 社 会 福 祉 費		27,923,096	763,374	28,686,470		1 土 木 管 理 費	16,307,957	41,419	16,349,376
2 生 活 保 護 費		4,925,916	336,837	5,262,753		2 道 路 橋 梁 費	41,020,728	2,656,610	43,677,338
3 児 童 福 祉 費		10,230,566	253,740	9,976,826		3 河 川 海 岸 費	26,123,257	654,624	26,777,881
4 国 民 健 康 費		1,290,007	5,573	1,284,434		4 港 湾 空 港 費	16,272,012	49,043	16,222,969
6 災 害 救 助 費	52,280	15,258	37,022	5 砂 防 費		9,164,430	370,570	9,535,000	
4 衛 生 費		8,733,091	180,859	8,552,232		6 都 市 計 画 費	11,811,236	284,488	11,526,748
	1 医 務 費	6,131,120	31,052	6,100,068	7 建 築 費	2,639,149	396,652	2,242,497	
	2 環 境 衛 生 費	907,354	88,451	818,903	9 警 察 費		24,126,520	208,763	23,917,757
	3 予 防 費	1,551,673	61,356	1,490,317		1 警 察 管 理 費	21,282,144	53,711	21,228,433

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 警察活動費	2,844,376	155,052	2,689,324
10 教育費		104,366,408	552,068	103,814,340
	1 教育総務費	10,896,706	75,932	10,820,774
	4 高等学校費	21,429,583	220,119	21,209,464
	5 障害児 学校費	6,636,985	5,000	6,631,985
	6 社会教育費	2,542,353	134,707	2,407,646
	7 保健体育費	1,130,594	23,660	1,106,934
	9 教育諸費	3,960,632	92,650	3,867,982
11 災害復旧費		8,193,683	186,383	8,007,300
	1 農林施設 災害復旧費	2,333,893	279,185	2,613,078
	2 水産施設 災害復旧費	52,570	34,120	18,450
	3 土木施設 災害復旧費	5,792,220	421,448	5,370,772
	4 県有施設等 災害復旧費	15,000	10,000	5,000
12 公債費		88,821,182	582,240	88,238,942
	1 公債費	88,821,182	582,240	88,238,942
13 諸支出金		34,519,257	370,934	34,890,191
	2 公営企業 支 出 金	14,618,044	2,145,549	16,763,593
	3 地方消費 清 算 税 金	8,067,920	933,398	7,134,522
	5 地方消費 交 付 税 金	7,659,965	841,217	6,818,748
歳 出 合 計		544,214,415	5,120,566	549,334,981



## 第2表 繰越明許費補正

## 1 追 加

(単位千円)

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額
2 総務費			559,326			大規模農道整備事業費	710,500
	1 総務管理費	駐車場対策事業費	82,842			畑地帯総合整備事業費	407,700
	2 企画費		407,301			ふるさと農道緊急整備事業費	1,515,463
			地域活性化総合事業費	130,783		中山間地域総合整備事業費	1,483,450
			浦戸湾東部開発計画推進調整費	276,518		県営田園整備事業費	112,500
9 環境保全費	合併処理浄化槽設置管理費	69,183		団体営農業集落排水事業費	373,122		
3 民生費			299,989		農村振興総合整備事業費	440,247	
	1 社会福祉費	老人福祉施設等整備事業費	299,989		団体営中山間総合整備事業費	86,332	
4 衛生費			13,380		土地改良総合基盤整備促進事業費	460,602	
	2 環境衛生費		13,380		海岸環境整備事業費	29,568	
			動物愛護推進事業費	5,080		地すべり防止事業費	44,400
			水道施設整備事業費	8,300		中山間地域総合農地防災費	178,258
6 農水産業林費			25,112,183		県営ため池等整備事業費	166,352	
	1 農業費		312,158		団体営ため池等整備事業費	13,477	
			新山村振興等農林漁業特別対策事業費	186,437		海岸保全施設等災害関連費	79,960
			食料品等流通対策事業費	11,691	4 森林林業費		11,638,205
			野菜産地強化特別対策事業費	114,030		森林造成事業費	1,825,528
	3 農地費		7,260,917		森林環境整備事業費	29,500	
			かんがい排水事業費	7,918	間伐等森林整備促進対策費	97,079	
			ほ場整備事業費	520,250	林道開設事業費	1,853,961	
			基幹農道整備事業費	342,818	林道改良事業費	15,936	
			県営一般農道整備事業費	288,000	森林居住環境整備事業費	573,458	

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額
		ふるさと林道緊急整備事業	3,614,500			漁港水域環境保全対策事業	30,000
		山地治山事業費	1,492,491			漁港漁村活性化対策事業	16,000
		水土保持治山事業費	314,849			市町村管理漁港漁村活性化対策事業	244,260
		水源地域整備事業費	478,109			市町村事業指導監督事務費	12,700
		保安林整備事業費	50,388	8 土 木 費			27,064,474
		共生保安林整備事業費	92,142		1 土木管理費	生分解性素材使用工法開発事業	3,000
		地すべり防止事業費	463,318		2 道路橋梁費		3,917,320
		災害関連緊急治山等事業費	194,991			道路改良費	1,425,020
		林業・木材産業構造改革事業	541,955			橋梁架換費	98,400
5 水産業費			5,900,903			交通安全施設整備費	52,000
		広域漁場整備事業費	275,545			高規格道路関連公共施設整備促進事業費	248,900
		水産業総合支援事業費	7,598			大規模自転車道事業費	314,000
		広域水産物供給基盤整備事業	2,255,300			道路特殊改良費	950,000
		地域水産物供給基盤整備事業	1,505,000			災害防除施設費	327,000
		市町村管理漁港地域水産物供給基盤整備事業費	392,000			緊急地方道路整備事業費(高速道)	490,000
		漁港漁場機能高度化事業費	162,000			市町村合併支援道路調査費	12,000
		漁業集落環境整備事業費	318,500		3 河川海岸費		7,180,885
		漁港環境整備事業費	150,000			河川海岸整備費	400,936
		市町村管理漁港環境整備事業費	21,000			プロジェクト関連緊急河川改修事業費	95,738
		市町村管理漁港漁村総合整備事業費	148,000			水と緑の水辺創造事業費	16,220
		漁港海岸保全事業費	180,000			都市小河川改修事業費	31,000
		市町村管理漁港海岸保全費	168,000			河川修繕費	78,000
		市町村管理漁港海岸環境整備事業費	15,000			土佐湾高潮対策事業費	1,187,000

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額
		特定貯水池流域整備事業費	40,110			災害関連緊急地すべり対策事業	48,000
		住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	980,000			砂防等基礎調査費	207,000
		河川災害復旧等関連緊急事業	1,062,000			砂防激甚災害対策特別緊急事業費	600,000
		情報基盤緊急整備事業費	344,000		6 都市計画費		8,323,951
		河川災害復旧助成事業費	716,000			都市計画街路事業費	1,485,000
		河川等災害関連事業費	439,881			土地区画整理事業費	482,000
		海岸侵食対策事業費	570,000			住宅宅地関連公共施設整備促進事業費	800,000
		和食ダム建設事業費	150,000			連続立体交差事業費	2,500,000
		生活貯水池ダム建設事業費	1,070,000			市町村事業指導監督事務費(都市計画)	2,091
	4 港湾空港費		3,725,682			都市計画街路単独事業費	300,000
		潮位情報集中管理システム構築事業費	86,000			連続立体交差単独事業費	1,263,000
		重要港湾改修費	1,811,000			都市計画基礎調査費	33,000
		地方港湾改修費	678,800			都市計画基本図作成事業費	32,850
		港湾環境整備事業費	139,440			都市公園事業費	1,385,406
		港湾既存施設友好活用促進事業費	338,400			市町村事業指導監督事務費(公園)	869
		海岸局部改良事業費	96,000			都市下水道整備事業費	11,200
		海岸環境整備事業費	339,000			生活排水処理構想策定事業費	19,975
		港湾施設災害関連事業費	87,042			市町村事業指導監督事務費(下水道)	8,560
		高知空港整備計画促進費	150,000		7 建築費		379,281
	5 砂防費		3,534,355			街づくり促進事業費	1,400
		地すべり対策事業費	368,555			住宅改善事業指導監督事務費	3,114
		急傾斜地崩壊対策事業費	2,190,800			県営住宅整備事業費	249,772
		災害関連緊急砂防事業費	120,000			住戸改善推進事業費	82,386

款	項	事業名	金額
		県営住宅駐車場整備事業費	25,513
		市町村公営住宅整備事業等 指導監督事務費	1,815
		高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業費	8,172
		建築指導監督費	7,109
9 警察費			47,900
	2 警察活動費	交通安全施設整備費	47,900
10 教育費			106,567
	1 教育総務費	情報教育推進費	86,557
	4 高等学校費	施設整備費	20,010
11 災害復旧費			7,118,768
	1 農林施設 災害復旧費		2,183,629
		海岸保全施設等災害復旧 事業費	114,465
		団体営農地災害復旧事業費	440,519
		団体営農業用施設災害復旧 事業費	957,928
		林道災害復旧事業費	666,640
		林地災害復旧事業費	4,077
	2 水産施設 災害復旧費		18,450
		漁港施設災害復旧事業費	18,200
		市町村災害復旧事業 指導監督事務費	250
	3 土木施設 災害復旧費		4,916,689
		公共土木施設災害復旧 事業費	4,865,783
		市町村災害復旧事業 指導監督事務費	50,906
合	計		60,322,587

## 2 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
6 農 林 水 産 業 費			319,200	1,323,299
	3 農 地 費		319,200	1,323,299
		集約農業地域再編総合整備事業費	109,200	1,069,024
		湛水防除事業費	210,000	254,275
8 土 木 費			5,349,880	34,880,680
	2 道 路 橋 梁 費		1,497,000	19,218,210
		道 路 改 築 費	992,000	11,172,210
		交通安全施設等整備事業費	260,000	603,000
		緊急地方道路整備事業費(道路)	245,000	7,443,000
	3 河 川 海 岸 費		3,677,080	13,269,070
		広域河川改修事業費	30,000	2,995,000
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	3,647,080	10,274,070
	4 港 湾 空 港 費		137,800	658,200
		土佐湾高潮対策事業費	112,800	633,200
5 砂 防 費	通 常 砂 防 事 業 費	38,000	1,735,200	
合 計			5,669,080	36,203,979

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費	平成15年3月20日から 平成16年3月31日まで	90,000
交 通 安 全 施 設 等 整 備 事 業 費	平成15年3月20日から 平成16年3月31日まで	60,000
地 方 港 湾 改 修 費	平成15年3月20日から 平成16年3月31日まで	300,000
土 佐 湾 高 潮 対 策 事 業 費	平成15年3月20日から 平成16年3月31日まで	76,000
海 岸 局 部 改 良 事 業 費	平成15年3月20日から 平成16年3月31日まで	210,000

## 2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成14年度中小企業制度 金融貸付金の保証料補給	平成14年4月1日から 平成31年3月31日まで	融資額32,551,000千円以内の年信用保証料率1パー セント以内の額	平成14年4月1日から 平成31年3月31日まで	融資額37,000,000千円以内の年信用保証料率1パー セント以内の額
ライフサイクル資金貸付 金の利子補給	平成14年4月1日から 平成24年3月31日まで	融資額2,910,000千円以内の年利率1.675パーセント 以内の3分の1以内の額	平成14年4月1日から 平成25年3月31日まで	融資額2,910,000千円以内の年利率1.675パーセント 以内の3分の1以内の額

第4表 地方債補正  
1 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
心身障害児・者施設整備事業費	12,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成15年度から平成44年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
児童福祉施設整備助成事業費	5,000			
精神障害者社会生活支援対策事業費	12,000			
林業・木材産業構造改革事業費	25,340			
情報教育推進事業費	43,000			
計	97,340			

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
職 員 住 宅 等 費	49,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成15年度から平成44年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金から 借り入れる場合は、その資 金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	25,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成15年度から平成44年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金から 借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
浦 戸 湾 東 部 開 発 費	149,000				159,000			
小 動 物 管 理 セ ン タ ー 費	72,000				48,000			
耕 地 事 業 費	3,758,000				4,517,831			
林 道 事 業 費	4,009,000				4,041,000			
治 山 事 業 費	2,238,000				2,481,000			
漁 港 事 業 費	1,953,000				2,112,000			
道 路 橋 梁 事 業 費	9,513,000				9,583,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川海岸事業費	9,270,000				9,078,000			
港湾空港事業費	2,425,000				2,496,000			
砂防事業費	3,462,000				3,590,000			
都市計画事業費	2,809,000				2,879,000			
公営住宅建設費	461,000				368,000			
交通安全施設整備事業費	112,000				142,000			
高等学校等施設整備事業費	639,000				503,000			
公営土木施設等費	1,912,000				1,670,000			
国直轄事業費金	6,101,000				8,850,000			
臨時財政対策債	24,921,000				24,007,400			
商業振興事業費	81,872				74,771			
計	77,349,276				80,039,406			

平成14年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の土地取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,287,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得収入		1,560,216	272,226	1,287,990	1 土地取得費		1,560,216	272,226	1,287,990
	1 土地取得収入	1,560,216	272,226	1,287,990		1 土地取得費	1,560,216	272,226	1,287,990
歳入合計		1,560,216	272,226	1,287,990	歳出合計		1,560,216	272,226	1,287,990



平成14年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ438,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,472,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 助 成 事 業 収 入		1,911,529	438,664	1,472,865	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金		1,911,529	438,664	1,472,865
	1 設 備 導 入 資 金 助 成 事 業 収 入	402,829	341,000	61,829		1 設 備 導 入 金	402,829	341,000	61,829
	2 高 度 化 資 金 助 成 事 業 収 入	1,508,700	97,664	1,411,036		2 高 資 度 化 金	1,508,700	97,664	1,411,036
歳 入 合 計		1,911,529	438,664	1,472,865	歳 出 合 計		1,911,529	438,664	1,472,865

第2表 地方債補正  
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 助 成 事 業 費	115,991	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 中 小 企 業 総 合 事 業 団	% 2.7以内	中 小 企 業 総 合 事 業 団 の 融 通 条 件 に よ る。	34,654	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 中 小 企 業 総 合 事 業 団	% 2.7以内	中 小 企 業 総 合 事 業 団 の 融 通 条 件 に よ る。

平成14年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,526,779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,794,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出					
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	流通団地及び工業団地造成収入	1,268,087	1,526,779	2,794,866	1	流通団地及び工業団地造成費	1,268,087	1,526,779	2,794,866	
	1 流通団地造成収入	802,113	1,615,090	2,417,203		1	流通団地造成費	802,113	1,615,090	2,417,203
	2 工業団地造成収入	465,974	88,311	377,663		2	工業団地造成費	465,974	88,311	377,663
歳 入 合 計		1,268,087	1,526,779	2,794,866	歳 出 合 計		1,268,087	1,526,779	2,794,866	

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1	流通団地及び工業団地造成事業費		345,937
	2 工業団地造成事業費	工業団地造成事業費	345,937

第 3 表 地方債補正  
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 造 成 事 業 団 業 地 費	348,170	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成15年度から平成24年 度までの10箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、起債 額の全部又は一部を繰り上 げて償還することができる。	285,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成15年度から平成24年 度までの10箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、起債 額の全部又は一部を繰り上 げて償還することができる。

平成14年度高知県営林事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 営 林 業 収 入		323,007	11,680	311,327	1 県 営 林 業 費		323,007	11,680	311,327
	1 県 営 林 業 収 入	323,007	11,680	311,327		1 県 営 林 業 費	323,007	11,680	311,327
歳 入 合 計		323,007	11,680	311,327	歳 出 合 計		323,007	11,680	311,327

第2表 地方債補正  
変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業費	46,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業 金融公庫	% 5.0以内	1 平成15年度から平成64年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。	34,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業 金融公庫	% 5.0以内	1 平成15年度から平成64年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

平成14年度高知県林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の林業改善資金及び国産材産業振興資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122,948千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,282,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1	林業改善資金及び 国産材産業振興 資金助成事業収入	1,405,193	122,948	1,282,245	1	林業改善資金及び 国産材産業振興 資金助成事業費	1,405,193	122,948	1,282,245
	2 国産材産業振興資金 助成事業収入	1,076,990	122,948	954,042		2 国産材産業振興資金 助成事業費	1,076,990	122,948	954,042
歳 入 合 計		1,405,193	122,948	1,282,245	歳 出 合 計		1,405,193	122,948	1,282,245

第2表 地方債補正  
変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等 高度化推進 資金助成事業費	266,200	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業 信用基金	% 1.0	農林漁業信用基金の融通条件 による。	210,500	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業 信用基金	% 0.04	農林漁業信用基金の融通条件 による。

平成14年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道収入		1,004,592	20,188	984,404	1 流域下水道費		1,004,592	20,188	984,404
	1 流域下水道収入	1,004,592	20,188	984,404		1 流域下水道費	1,004,592	20,188	984,404
歳 入 合 計		1,004,592	20,188	984,404	歳 出 合 計		1,004,592	20,188	984,404

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			100,890
	1 流域下水道事業費	浦戸湾東部流域下水道事業費	100,890

平成14年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

平成14年度高知県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,191千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,196,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾整備収入		3,299,227	103,191	3,196,036	1 港湾整備費		3,299,227	103,191	3,196,036
	1 港湾整備収入	3,299,227	103,191	3,196,036		1 港湾整備費	3,299,227	103,191	3,196,036
歳 入 合 計		3,299,227	103,191	3,196,036	歳 出 合 計		3,299,227	103,191	3,196,036

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費			332,638
	1 港湾整備事業費		332,638
		宿毛湾港整備事業費	109,859
		宿毛湾港臨海土地造成事業費	222,779

第3表 地方債補正  
変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	2,408,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成15年度から平成44年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	2,341,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成15年度から平成44年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。

平成14年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

平成14年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81,416千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金貸付事業収入		125,482	81,416	44,066	1 高等学校等奨学金貸付		125,482	81,416	44,066
	1 貸付事業収入	125,482	81,416	44,066		1 貸付事業費	125,482	81,416	44,066
歳 入 合 計		125,482	81,416	44,066	歳 出 合 計		125,482	81,416	44,066

平成14年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成14年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成14年度高知県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第2款 中央病院事業収益	7,316,087千円	754,695千円	8,070,782千円	
第1項 医業収益	6,019,066千円		6,019,066千円	
第2項 医業外収益	1,297,020千円		1,297,020千円	
第3項 特別利益	1千円	754,695千円	754,696千円	
第5款 幡多けんみん病院事業収益	7,854,458千円	133,011千円	7,987,469千円	
第1項 医業収益	6,511,843千円	133,011千円	6,644,854千円	
第2項 医業外収益	1,342,614千円		1,342,614千円	
第3項 特別利益	1千円		1千円	
支 出				
第2款 中央病院事業費用	7,740,623千円	436,919千円	8,177,542千円	
第1項 医業費用	7,641,484千円	436,919千円	8,078,403千円	
第2項 医業外費用	78,038千円		78,038千円	
第3項 特別損失	21,001千円		21,001千円	
第4項 予備費	100千円		100千円	
第3款 安芸病院事業費用	4,480,543千円	108,801千円	4,589,344千円	
第1項 医業費用	4,317,126千円	108,801千円	4,425,927千円	
第2項 医業外費用	145,316千円		145,316千円	
第3項 特別損失	18,001千円		18,001千円	
第4項 予備費	100千円		100千円	
第4款 芸陽病院事業費用	1,346,294千円	111,807千円	1,458,101千円	
第1項 医業費用	1,310,211千円	111,807千円	1,422,018千円	
第2項 医業外費用	34,067千円		34,067千円	
第3項 特別損失	1,916千円		1,916千円	
第4項 予備費	100千円		100千円	
第5款 幡多けんみん病院事業費用	7,950,963千円	741,963千円	8,692,926千円	

第 1 項	医 業 費 用	7,526,503 千円	741,963 千円	8,268,466 千円
第 2 項	医 業 外 費 用	404,259 千円		404,259 千円
第 3 項	特 別 損 失	20,101 千円		20,101 千円
第 4 項	予 備 費	100 千円		100 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,429,294 千円	1,390,854 千円	2,820,148 千円
第 1 項	借 入 金	449,273 千円		449,273 千円
第 2 項	負 担 金	912,741 千円		912,741 千円
第 3 項	補 助 金	61,279 千円	1,390,854 千円	1,452,133 千円
第 4 項	委 託 金	6,000 千円		6,000 千円
第 5 項	雑 収 入	1 千円		1 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条中「11,078,505 千円」を「12,293,917 千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 9 条中「244,022 千円」を「2,389,571 千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第 6 条 予算第 10 条中「5,230,030 千円」を「5,413,112 千円」に改める。



高知県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日  
森澤クリニック 吾川郡春野町東諸木3163 平15・4・30

高知県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の休止について次のとおり届出があった。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称 所 在 地 休止年月日  
訪問看護ステーションしまんと 中村市駅前町9 - 16 平15・4・1

高知県告示第311号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所  
幡多郡西土佐村玖木字大成川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字楠木藪山、字大尾山、字竹平向山、字長崎山、口屋内字西津風呂山（以上5字国有林）、中村市大屋敷字菖蒲渡山・字セツシウ山・字サデウネ・幡多郡三原村皆尾字辻尾山・字大森山・字小中尾山（以上6字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大成川山・字楠木藪山・字大尾山・字西津風呂山・字菖蒲渡山・字セツシウ山・字サデウネ・字辻尾山・字大森山・字小中尾山（以上10字国有林。次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに中村市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第312号  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市伊尾木字丈左開3362から3365まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1、3980の2、3981、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984、3985、字荒谷3986、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1、4012の5、字檜谷山4033の1から4033の4まで

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、3979の1、字杉谷3980の1（次の図に示す部分に限る。）、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984・3985（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字檜谷山4033の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第313号  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市伊尾木字丈左開3362から3365まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1、3980の2、3981、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984、3985、字荒谷3986、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1、4012の5、字檜谷山4033の1から4033の4まで

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、3979の1、字杉谷3980の1（次の図に示す部分に限る。）、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984・3985（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字檜谷山4033の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第314号  
次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
高知市孕東町字田有ヶ山86の5

2 保安林として指定された目  
名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由  
鉄塔用地とするため

高知県告示第315号  
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市伊尾木字丈左開3362から3365まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1、3980の2、3981、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984、3985、字荒谷3986、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1、4012の5、字檜谷山

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、3979の1、字杉谷3980の1（次の図に示す部分に限る。）、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984・3985（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字檜谷山4033の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第313号  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市伊尾木字丈左開3362から3365まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1、3980の2、3981、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984、3985、字荒谷3986、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1、4012の5、字檜谷山

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、3979の1、字杉谷3980の1（次の図に示す部分に限る。）、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984・3985（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字檜谷山4033の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸郡馬路村馬路字明賀屋敷1133の12

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第314号  
次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
高知市孕東町字田有ヶ山86の5

2 保安林として指定された目  
名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由  
鉄塔用地とするため

高知県告示第315号  
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市伊尾木字丈左開3362から3365まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1、3980の2、3981、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984、3985、字荒谷3986、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1、4012の5、字檜谷山

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、3979の1、字杉谷3980の1（次の図に示す部分に限る。）、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984・3985（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字檜谷山4033の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第313号  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市伊尾木字丈左開3362から3365まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1、3980の2、3981、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984、3985、字荒谷3986、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1、4012の5、字檜谷山

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、3979の1、字杉谷3980の1（次の図に示す部分に限る。）、3982の1から3982の7まで、字卯佐開3983の1、字檜谷3984・3985（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字檜谷山4033の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4033の1から4033の4まで

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丈左開3362から3364まで、字笹谷口3975の1から3975の4まで、字落合3977、3978の1、3978の3から3978の5まで、3979の1、字杉谷3980の1(次の図に示す部分に限る。)、3982の1から3982の7まで、字外佐開3983の1、字橋谷3984・3985(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字馬ノ沓3987、3988、字廣場3989の1、字北受4010の1、4010の4から4010の6まで、字和右工門開4011の5、4011の7、4011の8、字岩吉開4012の1・4012の5・字橋谷山4033の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第316号  
漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、芸陽漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成15年5月23日に次のとおり認可した。  
平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 漁業権者の名称及び住所  
芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10
  - 漁業権の免許番号  
内共第7号
  - 遊漁規則の変更の内容  
第4条第3項の表あゆの徒手採捕、ぎじづり及び友づりの項中「7月15日」を「6月1日」に改める。
  - 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成15年5月23日
- 高知県告示第317号  
高岡郡窪川町における地籍調査について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 指定の年月日  
平成15年5月27日
  - 調査を行う者の名称  
窪川町
  - 調査地域  
高岡郡窪川町床鍋の一部
  - 調査期間  
平成15年5月27日から平成16年3月31日まで
- 高知県告示第318号  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、区画整理法(昭和29年法律第119号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。  
平成15年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市清水字タキノ下タ855番84	土佐清水市旭町158番1	26.00 32.00	320.0
土佐清水市旭町166番1	土佐清水市清水字後口山854番122	18.00	290.0
土佐清水市旭町164番3	土佐清水市旭町162番地	6.00	48.8
土佐清水市清水字水呉115番1	土佐清水市旭町155番3	6.00	242.9
土佐清水市清水字水呉110番2	土佐清水市清水字タキノ下タ855番82	6.00	100.0
土佐清水市清水字水呉110番2	土佐清水市清水字水呉112番地	6.00	25.0
土佐清水市清水字後口山854番123	土佐清水市清水字タキノ下タ855番82	6.00	170.0

土佐清水市清水字後口山854番122	土佐清水市清水字後口山854番123	6.00	25.0
土佐清水市清水字水呉110番2	土佐清水市清水字後口山854番140	6.00	82.9
土佐清水市清水字後口山854番140	土佐清水市旭町881番2	6.00	260.0
土佐清水市清水字後口山854番140	土佐清水市清水字後口山854番140	6.00	30.0
土佐清水市清水字後口山854番140	土佐清水市旭町881番2	6.00	30.0
土佐清水市清水字後口山854番140	土佐清水市清水字後口山854番140	6.00	60.0
土佐清水市清水字タキノ下タ855番82	土佐清水市清水字タキノ下タ855番82	6.00	21.9
土佐清水市清水字タキノ下タ855番58	土佐清水市清水字タキノ下タ855番58	6.00	21.9
土佐清水市旭町881番2	土佐清水市旭町158番1	6.00	29.6

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成15年5月14日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成15年5月15日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年5月14日	特定非営利活動法人障害者支援ネットワークウエーブ	中澤 清一	高知市針木東町18番17号	この法人は、障害者、高齢者、要介護者等に対して、介護、給食サービス、広報活動、小規模作業所の運営、文化、芸術等に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

-----  
招 請 公 告  
-----

次のとおり、平成15年度高知県戦略的情報化推進支援業務の企画提案書の提出を招請します。

平成15年5月19日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

1 業務概要

(1) 対象業務

平成15年度高知県戦略的情報化推進支援業務に関する委託業務

(2) 対象業務の特質等

企画提案書提出要項及び仕様書による

(3) 履行期限

平成16年3月31日(水)

(4) 納入場所

高知市本町四丁目1-16(高知電気ビル6階)

高知県企画振興部情報企画課

(5) 見積書の記載方法

契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、参加者は、消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 企画提案書の提出者に要求される資格

企画提案書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書を提出する日までに、高知県における「平成15~17年一般(指名)競争入札参加資格者登録名簿(物品購入関係)」(以下「登録名簿」という。)に登載されている者であること。又は、平成15年5月30日(金)までに高知県出納事務局出納課にて「指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入関係)」に必要書類を添付して提出し、企画提案書提出期限までに参加資格の認定を受けた者であること。

(3) この公告の日から企画提案書を提出する日までの間に高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 中立的立場で既存情報システムの分析・評価等を行う必要があるため、招請公告の日現在において、高知県と情報システム開発業務の委託を受けていない者であること。

(5) 情報システム調達について、プロジェクトマネジメントに関する業務実績があること。

(6) 招請公告の日から平成17年3月31日まで高知県と情報システム開発委託業務契約を締結する予定がない者であること。

3 企画提案書の提出場所等

(1) 企画提案書等の提出場所並びに説明資料の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1-16(高知電気ビル6階)

高知県企画振興部情報企画課

電話番号088-823-9894

ファクシミリ番号088-823-9647

電子メールアドレス 121401@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 説明資料の交付の期間、場所及び方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成15年5月19日(月)から6月17日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間(1)の場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成15年5月19日午前9時から6月17日午後5時までの間、高知県庁ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~k-kanri/index.html>)で交付する。

(3) 意思確認書の提出期限及び方法等

平成15年6月2日(月)午後5時までに(1)の場所に持参

するかファクシミリにて提出すること(郵送の場合は、同日午後5時までに必着のこと。)

(4) 企画提案書の提出期間及び方法

平成15年6月17日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間(1)の場所に持参すること(郵送の場合は、平成15年6月17日必着のこと。)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。

(5) 詳細は、企画提案書提出要項及び仕様書による。

5 Summary

(1) Eligibility conditions for procurement contracts :  
Kochi strategic information promotion support business

(2) Submission deadline of your final decision : 5:00 p.m on June 2,2003

(3) Time limit for tender : 5:00 p.m. on June 17,2003

(4) Documents required to be filled when submitting offers are available at : Department of General Affairs Information planning division  
Kochi Prefectural Government, 4 - 1 - 16 Honmachi Kochi City Kochi 780 - 0870 JAPAN Tel 088 - 823 - 9894 Fax 088 - 823 - 9647